

改正

昭和63年 9 月26日 条例第14号
平成元年 3 月27日 条例第13号
平成 3 年 3 月25日 条例第 3 号
平成 3 年12月20日 条例第17号
平成 4 年 6 月20日 条例第15号
平成 6 年 6 月27日 条例第20号
平成 7 年 9 月25日 条例第17号
平成11年 3 月26日 条例第 5 号
平成13年 3 月28日 条例第 7 号
平成13年 6 月28日 条例第19号
平成14年 3 月29日 条例第11号
平成14年 9 月25日 条例第35号
平成15年 3 月28日 条例第 4 号
平成16年 3 月24日 条例第 4 号
平成17年 3 月24日 条例第 5 号
平成18年 3 月24日 条例第13号
平成18年 9 月22日 条例第26号
平成19年 3 月23日 条例第 9 号
平成20年 3 月24日 条例第 9 号
平成21年 3 月24日 条例第14号
平成22年 3 月26日 条例第 8 号
平成23年 7 月19日 条例第15号
平成24年 3 月23日 条例第 8 号
平成26年 3 月25日 条例第 4 号
平成26年 6 月24日 条例第17号
平成29年 3 月22日 条例第 5 号
平成30年 9 月26日 条例第33号

平成31年3月26日条例第2号

令和2年3月26日条例第9号

令和3年3月25日条例第6号

令和4年3月24日条例第7号

加西市福祉医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こども、母子家庭、父子家庭及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。

(2) 重度障害者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「精神障害者」という。）。

(3) 乳幼児等 9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(4) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。

(5) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(5)の2 こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者（乳幼児等を除く。）をいう。

(6) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児を現に監護する者をいう。

(7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児等を現に監護する者をい

う。

- (7)の2 こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (8) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて規則で定める者をいう。
- (9) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を監護する者をいう。
- (10) 父子家庭の父 同法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を監護する者をいう。
- (11) 遺児 規則で定める児童をいう。
- (12) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (13) 母子家庭の児童 母子家庭の母に監護される児童をいう。
- (14) 父子家庭の児童 父子家庭の父に監護される児童をいう。
- (15) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (16) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうきに限る。）をいう。
- (17) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所、又は薬局その他の者をいう。
- (18) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市の条例で定めるところにより市民税を免除された者を含むものとする。以下「市民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度

の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (19) 低所得者 市民税世帯非課税者であり、かつその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（福祉医療費の支給）

第3条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こども、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児の疾病又は負傷について、規則で定める手続きに従い、当該高齢期移行者、重度障害者等、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児に対し福祉医療費を支給する。

- (1) 高齢期移行者の福祉医療費は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部

負担金として控除した額とし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

- (2) 重度障害者等の福祉医療費は、重度障害者等の疾病（精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る福祉医療費については、被保険者等負担額に相当する額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- (3) 乳幼児等又はこどもの福祉医療費は、被保険者等負担額に相当する額を支給する。
- (4) 母子家庭、父子家庭及び遺児（以下「母子家庭等」という。）の福祉医療費は、母子家庭等の疾病又は負傷について、医療保険法各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る福祉医療費については、被保険者等負担額に相当する額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

（5） 医療費に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）により算定した額とする。

- 2 前項の福祉医療費は、法の規定による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者の疾病又は負傷については支給しない。
- 3 前項に定める者のほか、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けた者の疾病又は負傷に係る福祉医療費については、当該給付を受けた額を限度として支給しない。
- 4 第1項の福祉医療費の額は、現に医療機関等に支払った額を超えることができない。
- 5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項第2号から第4号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関とみなすものとする。
- 6 第1項第1号、第2号及び第4号に定める一部負担金については、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

第4条 削除

（支給制限）

第5条 福祉医療費は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（1） 高齢期移行者については、次のいずれかに該当する場合

ア 高齢期移行者が市民税世帯非課税者（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市民税とする。）でないとき又は高齢期移行者が市民税世帯非課税者であつて、かつ医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円を超えるとき。

イ 所得を有しない者を除く高齢期移行者が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生労働省令第58号）第1条第2号から第5号の

認定を受けていないとき。

(2) 重度障害者等については、重度障害者等及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合であっては、前年度）分の地方税法の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が23万5千円以上であるとき。

(3) 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額を超えるとき（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額以上であるとき）。

(4) 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できないものである場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、前号に規定する額を超えるとき。

(5) 母子家庭の児童、父子家庭の児童及び遺児については、母子家庭の母、父子家庭の父、養育者（養育者がいない場合は当該遺児）及び生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の対象とすることが出来るものとする。

（申請）

第6条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があつたものとみなされるときは、この限りでない。

（支給方法の特例）

第7条 高齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こども、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児が規則で定める手続に従い、規則で定める兵庫県内の病院、診療所

又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（保護者及び養育者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があつたものとみなす。

（損害賠償との調整）

第8条 市長は、高齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こども、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児が疾病及び負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した福祉医療費の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

（福祉医療費の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によつて福祉医療費の支給を受けた者があると認めるときは、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（受給権の保護）

第10条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することができない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（加西市老人医療費の助成に関する条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1） 加西市老人医療費の助成に関する条例（昭和47年加西市条例第29号）
- （2） 加西市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年加西市条例第22号）
- （3） 加西市乳児医療費の助成に関する条例（昭和48年加西市条例第38号）
- （4） 加西市母子医療費の助成に関する条例（昭和54年加西市条例第15号）

（老人に係る所得による支給制限の特例）

- 3 第5条第1項第1号の適用については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、同号ア中「課されているとき。」とあるのは、「課されているとき。（地方税法等の一部を

改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の適用を受けているときを除く。）とする。

（市町村民税の額の算定の特例）

4 第5条第1項第2号に規定する所得割の額を算定する場合は、次に掲げるところによる。

（1） 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（2） 所得の確認を必要とする者が、地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則（昭和63年9月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則（平成元年3月27日条例第13号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月25日条例第3号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月20日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則（平成4年6月20日条例第15号）

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。

2 改正後の加西市福祉医療費助成条例は、平成4年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 6 月 27 日 条例第 20 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市福祉医療費助成条例の規定は、平成 6 年 7 月 1 日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 9 月 25 日 条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市福祉医療費助成条例の規定は、平成 7 年 7 月 1 日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に関する「用語の意義」及び福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 26 日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市福祉医療費助成条例の規定は、平成 13 年 1 月 1 日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 6 月 28 日 条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市福祉医療費助成に関する条例の規定は、平成13年7月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 平成10年7月1日から平成13年6月30日の間に出生した幼児については、第3条第1項第2号の改正後の規定にかかわらず、満3歳の誕生日の属する月の末日までは、被保険者等負担額に相当する額とする。
- 4 平成13年7月1日から平成15年6月30日までの間の第5条第1項第1号の改正後の規定の適用については、「課されているとき」の次に「、かつ、前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が145万円を超えるとき」を加える。

附 則（平成14年3月29日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 平成8年4月2日から同年4月30日までの間に生まれた者に係る平成14年5月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付及び平成8年5月1日から同年5月31日までの間に生まれた者に係る平成14年6月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付については、加西市福祉医療費助成条例第3条及び第5条の規定により助成する。

附 則（平成14年9月25日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、「福祉医療費の支給」中法第28条第1項第2号の適用は、平成15年1月1日からとする。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の意義」「福祉医療費の支給」については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月28日条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第4号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月24日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月22日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の意義」及び「福祉医療費の支給」については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第14号）

改正

平成22年 3 月26日 条例第 8 号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(助成対象者の特例)

- 3 平成21年 7 月 1 日から平成23年 6 月30日までの間、老人は市民税世帯非課税者である者を、重度障害者は平成21年 7 月 1 日改正前の助成対象者の要件を備える者を、幼児等若しくはこども保護者は、幼児等若しくはこども保護者又は幼児等若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない者である場合は、その幼児等若しくはこどもの民法第877条第 1 項に定める扶養義務者で、主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者の前年の所得が、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条において読み替えて準用する同令第 1 条から第 3 条までの規定により算出して得た児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第 6 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 1 項に規定する額より少ない者（改正後の福祉医療費助成条例対象である者を除く。）を助成対象者とする。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

(助成額の特例)

- 4 前項で規定する者において助成する福祉医療費を次に規定する額とし、当該老人、重度障害者、幼児等保護者及びこども保護者に対し福祉医療費として支給する。
 - (1) 老人の助成する福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。
 - (2) 重度障害者の助成する福祉医療費は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する金額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

- (3) 幼児等、こどもの助成する福祉医療費は、被保険者等負担額に相当する額を支給する。
- (4) 第1号から第3号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることはできない。
- (5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号の適用についてはそれぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- (6) 第1号及び第2号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則（平成22年3月26日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第2号及び同項第2号の2の改正規定（「同法附則第5条の4第6項」の右に「並びに同法附則第5条の4の2第5項」を加える部分に限る。）は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成21年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「高学年児保護者」を「こども保護者」に、「高学年児」を「こども」に改める。

附 則（平成23年7月19日条例第15号）

改正

平成24年 3 月23日条例第 8 号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(こどもに係る福祉医療費の特例)

- 3 平成23年10月 1 日から平成24年 6 月30日までの間における改正後の条例第 3 条第 1 項第 3 号アの規定の適用については、同号ア中「こども（高学年児に限る。）」とあるのは「こども」とする。
- 4 平成23年10月 1 日から平成27年 3 月31日までの間における改正後の条例第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「、高学年児」とあるのは「、こども」とする。

附 則（平成24年 3 月23日条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成23年加西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成27年 3 月31日」を「平成24年 6 月30日」に改める。

附 則（平成26年 3 月25日条例第 4 号）

改正

平成29年 3 月22日条例第 5 号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号及び同項第 2 号の 2 の改正規定は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

る。

(助成の特例)

- 3 平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間、この条例の施行の際、現に改正前の加西市福祉医療費助成条例の助成対象者となる高齢期移行者については、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、助成する医療費の範囲は、疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額とし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円)とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。
- 4 前項に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- 5 第3項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則 (平成26年6月24日条例第17号)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第2条第9号及び第10号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月22日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療にかかる福祉医療費の支給については、改正後の加西市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第1項第1号イの規定は、昭和24年7月1日から昭和27年6月30日までに生まれた者には、適用しない。

(加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例(平成26年加西市条例第4号)の一部を次の

ように改正する。

附則第3項中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

附 則（平成30年9月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市福祉医療費助成条例第5条第3項の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市福祉医療費助成条例の規定は、平成30年9月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の2の改正規定は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市福祉医療費助成条例第5条第1項の規定は、令和2年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。